

三沢市生涯学習活動団体登録要領

(目的)

第1条 この要領は、市内で定期的かつ継続的に生涯学習等の活動を行う団体やサークル等（以下「生涯活動団体」という。）の情報を登録し、活動の機会や場を探している市民に情報を提供することにより、これら生涯活動団体の活動及び市民の生涯学習活動の活性化を図ることを目的とする。

(登録要件)

第2条 登録できる生涯活動団体は、市内で芸術や文化、趣味などの学習活動、スポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動を自主的かつ継続的に行う団体とする。ただし、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 三沢市内を主な活動場所としていること
- (2) 定期的に活動していること
- (3) 会員を募集しているか、募集を予定していること

(登録の手續)

第3条 登録を希望する生涯活動団体は、「三沢市生涯活動団体登録票」（別紙様式1）（以下「登録票」という。）に必要事項を記入して、市に提出するものとする。

2 市は、前項の登録票の提出があったときは、必要に応じて、聞き取り調査等の方法により内容の審査を行い、適当であると認めたときに登録するものとする。

(登録の拒否)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、登録を認めない。

- (1) 特定の政党や候補者又は宗教を支援することを目的とする団体
- (2) 物品の販売等を目的とする団体
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めた団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が構成する団体（以下「暴力団」という。）又は、その構成員もしくは暴力団密

接関係者の統制の下にある団体

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体

(6) その他市長が適当でないと認めた団体
（登録する項目）

第5条 登録する項目は、登録票に定める。

（登録の期間）

第6条 登録期間は、特に定めない。

（登録の取消）

第7条 生涯活動団体が次の各号に掲げる事由に該当する場合は、登録を取消することができる。

- (1) 当該団体から抹消の申出があったとき
- (2) 第2条に定める登録要件を満たさなくなったとき
- (3) 第4条に該当する事実が判明したとき
- (4) 活動を停止したことが明らかなきとき
- (5) 代表者もしくは連絡担当者に連絡を取れなくなったとき
- (6) 虚偽その他不正な手段により登録を行ったとき
- (7) 前各号のほか、登録団体としてふさわしくないと認められる事実があったとき

（登録情報の取扱い）

第8条 市は、生涯活動団体の登録された情報を広報紙および市ウェブサイト等に掲載し、広く公開する。

2 市は、市民や公的機関から問い合わせ等があったとき、利用目的などを確認したうえで、情報提供可能な項目を提供する。ただし、これにより生涯活動団体の活動に支障をきたす場合は、この限りでない。

3 市民等が生涯活動団体に参加するときは、各自の責任において、内容や条件などについて直接交渉することとし、市は一切の責任を負わないものとする。

4 市は、生涯活動団体を支援する団体と連携し、必要な情報を共有するものとする。

(運営に関する事務)

第9条 生涯活動団体の登録に関する事務は、三沢市政策部広報広聴課で行う。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。